令和８年３月
防　衛　省

自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示の一部を改正する告示案について

１　改正の趣旨

国土交通省において、着陸料に係る軽減措置を令和８年度まで継続するため、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（令和２年国土交通省告示第１０５５号）の一部が改正されることを踏まえ、防衛省においても同様の措置を実施するため、自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示（平成１１年防衛庁告示第４９号）について、所要の改正を行う。

２　改正の概要

着陸料に係る軽減措置を令和９年３月３１日まで継続することとする。（本則ただし書、第１号から第３号まで及び第５号関係）

３　施行期日

令和８年４月１日